

政務活動費のあり方の検討事項について(案)

| 事項 | 備考 |
|---|----|
| 1 透明性向上のための情報公開のあり方(会計帳簿、伝票及び領収書等の証拠書類について) | |
| (1) ホームページ上での公開 | |
| (2) 閲覧制度による公開(情報公開請求を不要とする) | |
| 2 議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い | |
| (1) 事務所費(共有を含む) | |
| (2) 人件費 | |
| (3) 調査研究費(調査研究委託・県外調査出張の同行) | |
| 3 議長提出する書類 | |
| (1) 電話代などの領収書のみでは、充当項目が不明確なものに明細添付を義務付ける | |
| (2) 議員・会派での保存を義務付けている書類を議長提出書類とする | |
| 4 タクシー代及び車両リース代等について | |
| (1) タクシー代の伝票に利用区間(町名まで、主な経由地)、利用目的を記載 | |
| (2) タクシー代の伝票に(1)に加えて使用議員名を記載 | |
| (3) タクシー利用はやむを得ない場合に限り充当することとし、やむを得ない事由を記載 | |
| (4) 車両のリース代 | |
| (5) 車両の維持管理に係る費用 | |
| 5 支出伝票等の様式変更 | |
| (1) 会計帳簿の見直し ・会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載 ・支出伝票に会派名を記載 | |
| (2) 視察報告のあり方 ・政務活動費(県外・国外)支出票をより詳細に記載 | |
| 6 伝票の備考欄等への記載事項の追加 | |
| (1) 会議費について会議のテーマを記載 | |
| (2) 電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がないときは利用区間を記載 | |
| (3) 宛名が会派名の場合で、個人議員や複数議員が共通して支出したものは、該当議員名を記載 | |
| (4) 資料作成費について、金額に関わらず作成部数を記載 | |
| 7 指針における使途の明確化 | |
| (1) 広報・広聴費の事例に「新聞等掲載料」を追加 | |
| (2) リボ払い、ボーナス払いは対象外であることを明確化するため「クレジット決済は一括払いのみ」を追加 | |
| (3) 宿泊費の取扱い | |
| (4) 切手・はがきの購入における制限方法 | |
| (5) 事務所費における管理運営費 | |
| (6) 名刺作成費の取扱い | |